

○水戸市高齢者保健福祉推進協議会条例

平成10年 3月24日

水戸市条例第2号

(設置)

第1条 高齢者の総合的な保健福祉の向上を図るため、水戸市高齢者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者保健福祉施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 老人福祉計画に関すること。
- (3) 老人保健計画に関すること。
- (4) 介護保険事業計画に関すること。
- (5) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱又は任命する20人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。